

今治市利用者負担額表〈令和6年度〉

教育・保育給付認定1号

国	市階層	定義	公立	私立
1	G1	生活保護世帯	0	0
2	G2	市民税非課税世帯 均等割のみ課税世帯	0	0
	G3		0	0
3	G4	所得割課税額 ~77,100円以下	0	0
4	G5	77,101円以上~211,200円以下	副食費のみ	副食費のみ
5	G6	211,201円以上	副食費のみ	副食費のみ

〇多子世帯の副食費負担の軽減

所得割額77,101円以上の世帯について、小学3年生の子から数え、第3子以降の場合は副食費が免除されます。
(主食費については、従来通り全世帯保護者負担となります。)

教育・保育給付認定2号、3号(公立・私立共用)

国	市階層	定義	3歳未満児		3歳児		4歳児以上		備考	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間		
1	A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0		
2	B	市民税非課税世帯	一般世帯	0	0	0	0	0	0	
	B減		要保護世帯等	0	0	0	0	0	0	
3	C1	~24,300円未満	一般世帯	15,000	14,800	0	0	0	0	
	C1減		要保護世帯等	7,000	6,900	0	0	0	0	2人目以降0円
	C2		一般世帯	19,000	18,800	0	0	0	0	
	C2減		要保護世帯等	9,000	8,900	0	0	0	0	2人目以降0円
4	D1	48,600円以上	一般世帯	24,000	23,600	0	0	0	0	
	D1減		要保護世帯等	9,000	9,000	0	0	0	0	2人目以降0円
	D2		一般世帯	24,000	23,600	副食費のみ	副食費のみ	副食費のみ	副食費のみ	
	D2減		要保護世帯等	9,000	9,000	0	0	0	0	2人目以降0円
	D3		一般世帯	28,000	27,600	副食費のみ	副食費のみ	副食費のみ	副食費のみ	
	D3減		要保護世帯等	9,000	9,000	0	0	0	0	2人目以降0円
	D4		77,101円以上~80,800円未満	28,000	27,600	副食費のみ	副食費のみ	副食費のみ	副食費のみ	
	D5		80,800円以上~97,000円未満	30,000	29,600	副食費のみ	副食費のみ	副食費のみ	副食費のみ	
	D6		97,000円以上~121,000円未満	38,000	37,400	副食費のみ	副食費のみ	副食費のみ	副食費のみ	
	D7		121,000円以上~145,000円未満	41,000	40,400	副食費のみ	副食費のみ	副食費のみ	副食費のみ	
5	D8	145,000円以上~169,000円未満	44,500	43,800	副食費のみ	副食費のみ	副食費のみ	副食費のみ		
	D9	169,000円以上~301,000円未満	55,000	54,100	副食費のみ	副食費のみ	副食費のみ	副食費のみ		
7	D10	301,000円以上~397,000円未満	58,000	57,100	副食費のみ	副食費のみ	副食費のみ	副食費のみ		
8	D11	397,000円以上~	58,000	57,100	副食費のみ	副食費のみ	副食費のみ	副食費のみ		

保育料等は、R6年4月初日の年齢で決定します。年度途中の入所児童についても同様です。

■保育料について

〇要保護世帯等の軽減

ひとり親世帯、障がい児(者)のいる世帯は確認資料の提出で階層により保育料が軽減されます。

〇多子世帯の保育料負担の軽減(2・3号認定)

- ①小学校就学前の範囲において、保育所や認定こども園、幼稚園等を同時に利用する最年長の児童から順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円です。
- ②ひとり親、在宅障がい児(者)世帯において、所得割77,101円未満(D3まで)の場合は、多子(同一生計内)の年齢制限がなく、当該児童が2人目以降の場合は0円です。
- ③二人親世帯において、所得割57,700円未満(D1まで)の場合は、多子(同一生計内)の年齢制限がありません。
- ④3歳未満児については、同居の有無を問わず、18歳未満(H17年4月2日以降に生まれた児童)がいる世帯で、当該児童が2人目は半額、3人目以降は0円とします。

■副食費について

3歳児以上のクラスについて、従来の制度では保育料の中に含まれていた副食費が別に請求されます。
(主食費については、従来通り全世帯保護者負担となります。)

多子世帯の保育料負担の軽減を拡充しました!

〇多子世帯の副食費負担の軽減(2・3号認定)

- ①小学校就学前までの子から数え、第3子以降の場合は副食費が免除されます。

保育料等の算定について

保育料等の期間	算定の基となる税	算定の対象者
令和6年4月~令和6年8月	令和5年度市民税(所得割額または均等割) OR5.1.1に今治市外に在住の場合は、前住所地の令和5年度所得課税証明を提出してください。 (マイナンバーで確認の場合は提出の必要はありません)	児童の父母および扶養義務者(家計の主宰者)
令和6年9月~令和7年3月	令和6年度市民税(所得割額または均等割) OR6.1.1に今治市外に在住の場合は、前住所地の令和6年度所得課税証明を提出してください。 (マイナンバーで確認の場合は提出の必要はありません)	児童の父母および扶養義務者(家計の主宰者)
◇9月に保育料等の見直し		

※住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除を差し引く前の市民税所得割額をもとに計算します。

※祖父母等(入所児童のきょうだいを含む)と世帯の別を問わず同居かつ、父母の収入が生活保護基準(第1類+第2類+ひとり親加算)をこえない場合は、祖父母等を家計の主宰者として課税額も合算されます。

保育料の滞納について

正当な理由なく保育料を滞納した場合、地方税法の滞納処分の例により処分することがあります。(滞納処分の例としては、給与の差し押さえ等)